

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書

年 月 日

(あて先) 一 宮 市 長

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物 を当該
につい

処理施設で処理したい
ので、廃棄物の処理及び清掃に関する
て非常災害のために必要な応急措置として処理を開始した

法律第15条の2の5 第1項
第1項及び第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶解施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	埋立地の面積 残余の埋立容量 $\frac{m^3}{t \times \text{時間}}$ () 時間 $\frac{m^3}{t \times \text{時間}}$ $\frac{m^2}{t \times \text{時間}}$ $\frac{m^3}{m^3}$
産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及び種類含有率と処理量(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶解施設である場合にあっては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が令第7条第14号又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場(水銀処理場)に係るものに限る。)である場合にあっては、水銀処理物の処理量を含む。)の見込み	
一般廃棄物の処理を開始する日(非常災害のために必要な応急措置として一般廃棄物の処理を開始した日)	年 月 日
※ 処 理 欄	

- 備考
- 1 ※欄は、記入しないこと。
 - 2 産業廃棄物処理施設の種類の欄は、省令第12条の7の16第1項の規定により、廃プラスチック類の破碎施設（1号）、廃プラスチック類の焼却施設（2号）、令第2条第2号に掲げる廃棄物の破碎施設（3号）、同条第9号に掲げる廃棄物の破碎施設（4号）、石綿含有産業廃棄物の熔融施設（4号の2）、同条第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる廃棄物の焼却施設（5号）、令第7条第14号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場（5号の2）又は同条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（6号）の別を記入すること。
 - 3 次の書類を添付すること。
 - (1) 当該届出に係る産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
 - (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類
 - ア 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処分業の許可を受けたことを示す書類
 - イ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
 - ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
 - エ 一般廃棄物の広域的な処理を行うことについての環境大臣の認定証の写し
 - オ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。